

五泉市障がい者活躍推進計画（五泉市監査委員事務局）

機関名	五泉市監査委員事務局
任命権者	五泉市代表監査委員
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
監査委員事務局における障がい者雇用に関する課題	監査委員事務局においては、職員総数が3人程度の小規模な機関であり、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。 また、職員の構成は、五泉市職員として採用した常勤職員の異動者のみで構成されており、障がい者雇用における課題は生じていないため、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】 （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上とし、五泉市の全機関を合算して法定雇用率を達成する （参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：3.03% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
③ 満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標	【満足度又はワーク・エンゲージメント】現在働いていることの全体評価で「満足」「やや満足」と回答する人の割合80%を目指す （評価方法）在籍している障がい者（新規採用を除く）に対し、アンケート調査を実施し、把握・進捗管理。
④ キャリア形成に関する目標	【障がい者が担当する職務の拡大】 新たな職域を開拓する （評価方法）毎年度、人事記録を参考に把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として、監査委員事務局次長を選任する。 ○障害者雇用推進者、人事担当部署の責任者等を構成員とする「障害者雇用推進チーム」に参画し、障がい者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を毎年度行う。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障がい者である職員が配置された場合は、本人に職場での配慮事項等を確認し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○障がい者である職員が配置された場合は、本人に必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○当事務局に在籍している職員に対しては、障がい者雇用に関する知識（障がい特性を含む）を付与する機会を設け、障がい者雇用に関する職員の理解の促進を図る。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。